

令和7年度
新制度移行幼稚園（特定教育・保育施設）

自主点検表

| | | | | | |
|-------|-------|-------|------|--|--|
| 施設名 | | | | | |
| 所在地 | 川越市 | | | | |
| 設置者名 | | | | | |
| 記入者 | 職名 | | 氏名 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | FAX番号 | eメール | | |
| 記入年月日 | 年 月 日 | | | | |

川越市福祉部指導監査課
電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
(@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表記入要領

- 1 自主点検表の対象
この点検表は、新制度移行幼稚園（給付型幼稚園）を対象としています。
- 2 記入方法
 - (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。
②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印（⇒）について必要事項を記入してください。
 - (2) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称
この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

| 略 称 | 名 称 |
|---------|--|
| 平26条例65 | 川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |

| 自主点検項目 | 点検結果 | 記入欄及び点検のポイント | 根拠法令等【確認資料】 |
|--|-------------|---|---------------|
| 1 基本方針（一般原則） (1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していますか。 | はい・いいえ | | 平26条例65第3条第1項 |
| (2) 子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場になって特定教育・保育を提供するよう努めていますか。 | はい・いいえ | | 平26条例65第3条第2項 |
| (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、川越市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | | 平26条例65第3条第3項 |
| (4) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていますか。 | はい・いいえ | ⇒ 研修実施日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 ⇒ 研修内容 _____ ⇒ 虐待防止責任者 _____ | 平26条例65第3条第4項 |
| 2 利用定員 利用定員の基準を適切に設定していますか。 | はい・いいえ | | 平26条例65第4条第2項 |
| 3 内容及び手続の説明及び同意 特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ、保護者に対し、利用申込者の選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得ていますか。 | はい・いいえ | ○ 重要事項説明書に記載すべき事項 ① 運営規程の概要 ② 職員の勤務体制 ③ 利用者負担 ④ その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項 ○ 利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールやホームページからのダウンロード等）により提供することができます。 | 平26条例65第5条 |
| 4 掲示等 施設の見やすい場所に、重要事項を掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供していますか。 | はい・いいえ | ○ 重要事項の内容は「3 内容及び手続の説明及び同意」参照 | 平26条例65第23条 |
| 5 応諾義務 (1) 正当な理由がなく、保護者からの利用の申込みを拒んでいませんか。 | はい・いいえ | | 平26条例65第6条第1項 |
| (2) 利用定員を超える利用の申込みがあった場合において、公正な方法により選考していますか。 | はい・いいえ | ○ 公正な選考方法とは、抽選、申込を受けた順序により決定する方法、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考等のことをいいます。 | 平26条例65第6条第2項 |
| (3) 選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を行っていますか。 | はい・いいえ | ⇒ 明示方法 _____ | 平26条例65第6条第4項 |
| (4) 子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設・事業所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ・該当なし | | 平26条例65第6条第5項 |

| | | | |
|---|-------------|--|----------------|
| 6 受給資格等の確認 利用開始に際し、保護者の提示する支給認定証により、教育・保育給付認定の有無、給付認定子どもの区分、認定の有効期間等を確認していますか。 | はい・いいえ | | 平26条例65第8条 |
| 7 教育・保育給付認定の申請に係る援助 (1) 給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ・該当なし | | 平26条例65第9条第1項 |
| (2) 給付認定の変更の申請が遅くとも給付認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ・該当なし | ○ 緊急その他やむを得ない理由がある場合にはこの限りではありません。 | 平26条例65第9条第2項 |
| 8 心身の状況等の把握 子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていますか。 | はい・いいえ | | 平26条例65第10条 |
| 9 小学校等との連携 継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供や、小学校等との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | ○ 特定教育・保育の提供の終了に際し、子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければなりません。 | 平26条例65第11条 |
| 10 教育・保育の提供の記録 特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。 | はい・いいえ | | 平26条例65第12条 |
| 11 利用者負担額等の受領 (1) 利用者負担額等の受領は適正に行われていますか。 | はい・いいえ | ○ 法定代理受領を受けないときは、保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとします。 | 平26条例65第13条第2項 |
| (2) 特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行っている場合、適切に徴収していますか。 | はい・いいえ・該当なし | ○ 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができます。 | 平26条例65第13条第3項 |
| (3) (2)を徴収する場合、あらかじめ、当該金銭の用途、額及び金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ・該当なし | | 平26条例65第13条第6項 |
| (4) 便宜に要する費用のうち、保護者から徴収するものは右に示した費用のみとしていますか。 | はい・いいえ・該当なし | ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用（次に掲げるものを除く。） ア 1号認定子どもの保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額が7万7,101円金額未満であるものに対する副食の提供 イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが同一の世帯に3人以上いる場合の3人目の子ども（1号認定）の副食の提供 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 エ その他市長が必要と認める者に対する食事の提供 ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ 各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの | 平26条例65第13条第4項 |

| | | | |
|--|--------------------|---|-----------------------|
| <p>(5) (4)を徴収する場合、あらかじめ、当該金銭の用途、額及び金銭の支払いを求め理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。</p> | <p>はい・いいえ・該当なし</p> | | <p>平26条例65第13条第6項</p> |
| <p>(6) 費用の支払いを受けた場合、領収証を保護者に対し交付していますか。</p> | <p>はい・いいえ・該当なし</p> | | <p>平26条例65第13条第5項</p> |
| <p>12 施設型給付費の額の通知 (1) 法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知していますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | <p>○ 施設型給付費の額の通知は、毎月でなく1年分をまとめて通知することも可能です。</p> | <p>平26条例65第14条第1項</p> |
| <p>(2) 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付していますか。</p> | <p>はい・いいえ・該当なし</p> | | <p>平26条例65第14条第2項</p> |
| <p>13 特定教育・保育の取扱方針幼稚園教育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っていますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第15条</p> |
| <p>14 特定教育・保育に関する評価等</p> | | | |
| <p>(1) 自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。(自己評価)</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第16条第1項</p> |
| <p>(2) 定期的に、施設を利用する保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(施設の職員を除く)による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。(施設関係者評価)</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第16条第2項</p> |
| <p>(3) 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。(外部評価)</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第16条第2項</p> |
| <p>15 相談及び援助 常に子どもの心身の状況、環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第17条</p> |
| <p>16 緊急時等の対応 子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第18条</p> |
| <p>17 不正受給の防止(市への通知) 保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> | <p>はい・いいえ・該当なし</p> | | <p>平26条例65第19条</p> |

| | | | |
|--|--------|---|----------------|
| <p>18 運営規程 右に示す施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> | はい・いいえ | <p>① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（選考方法を含む。） ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p> | 平26条例65第20条 |
| <p>19 勤務体制の確保</p> | はい・いいえ | | 平26条例65第21条第1項 |
| <p>(1) 子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めていますか。</p> | はい・いいえ | ○ 子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。 | 平26条例65第21条第2項 |
| <p>(2) 当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していますか。</p> | はい・いいえ | | 平26条例65第21条第3項 |
| <p>(3) 職員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> | はい・いいえ | | 平26条例65第21条第3項 |
| <p>20 定員の遵守 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていませんか。</p> | いない・いる | ○ 年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | 平26条例65第22条 |
| <p>21 子どもを平等に取り扱う原則 子どもに対し、差別的取扱いをしていませんか。</p> | いない・いる | ○ 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなりません。 | 平26条例65第24条 |
| <p>22 虐待等の禁止 職員は、子どもに対し、虐待等の行為をしていませんか。</p> | いない・いる | <p>○ 特定教育・保育施設の職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。</p> <p>○ 児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為</p> <p>① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える</p> <p>② わいせつな行為をすること又は児童等をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置の他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること</p> <p>④ 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> | 平26条例65第25条 |
| <p>23 秘密保持等</p> | いない・いる | | 平26条例65第27条第1項 |
| <p>(1) 施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> | はい・いいえ | ○ 職員が退職後に個人情報や子ども等の秘密を外部に漏らさないよう、就業規則で定めたり、誓約書を徴したりするなど必要な措置を講じてください。 | 平26条例65第27条第2項 |
| <p>(2) 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>(3) 他の機関に対して子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ていますか。</p> | はい・いいえ | ○ 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により保護者の同意を得なくてはなりません。 | 平26条例65第27条第3項 |

| | | | |
|--|--------------------|--|-----------------------|
| <p>24 情報の提供等 (1) 施設を利用しようとする保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第28条第1項</p> |
| <p>(2) 広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。</p> | <p>いない・いる</p> | | <p>平26条例65第28条第2項</p> |
| <p>25 利益供与等の禁止 (1) 施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> | <p>いない・いる</p> | <p>○ 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。</p> | <p>平26条例65第29条第1項</p> |
| <p>(2) 子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。</p> | <p>いない・いる</p> | <p>○ 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。</p> | <p>平26条例65第29条第2項</p> |
| <p>26 苦情解決 (1) 子ども又は保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第30条第1項</p> |
| <p>(2) 苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> | <p>はい・いいえ・該当なし</p> | | <p>平26条例65第30条第2項</p> |
| <p>27 地域との連携等 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第31条</p> |
| <p>28 事故発生の防止及び発生時の対応 (1) 事故発生の防止のための指針を整備していますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | <p>⇒ マニュアル・指針等の名称 []</p> | <p>平26条例65第32条第1項</p> |
| <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告される体制を整備していますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | <p>○ 報告様式を作成する、緊急時の役割分担を決めておく、連絡体制を明確にしておく等が考えられます。</p> | |
| <p>(3) 事故の分析を通じた改善策を検討し、職員に周知徹底していますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | |
| <p>(4) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っていますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | <p>⇒ 事故発生防止のための委員会の開催状況 [] 事故防止に関する研修の開催状況 []</p> | |
| <p>(5) 事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> | <p>はい・いいえ・該当なし</p> | <p>○ 報告の対象となる重大事故 ・ 死亡事故 ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故</p> | <p>平26条例65第32条第2項</p> |
| <p>(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> | <p>はい・いいえ・該当なし</p> | <p>○ 記録は5年間保存してください。</p> | <p>平26条例65第32条第3項</p> |
| <p>(7) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> | <p>はい・いいえ・該当なし</p> | | <p>平26条例65第32条第4項</p> |

| | | | |
|---|---------------|--|-----------------------|
| <p>29 会計の区分 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第33条</p> |
| <p>30 記録の整備 (1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | | <p>平26条例65第34条第1項</p> |
| <p>(2) 子どもに対する特定教育・保育の提供に関する右に示す記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> | <p>はい・いいえ</p> | <p>① 幼稚園教育要領に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 特定教育・保育の提供の記録 ③ 不正受給の防止（市への通知）による市への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> | <p>平26条例65第34条第2項</p> |